

令和8年度フェムケア SAGA 推進事業業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙「令和8年度フェムケア SAGA 推進事業業務委託」（以下「仕様書」という。）及び提案書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和9年（2027年）3月19日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の履行に係る代価（以下「委託料」という。）は、
金 〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金 〇〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項に定める契約保証金の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券の写しを甲に提出したときは契約保証金を免除する。

※佐賀県財務規則第115条第3項第4号又は第7号に該当する場合※

第2条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号（第7号）の規定によりこれを免除する。

（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）

第5条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときにはこの限りではない。

2 乙は、委託業務の全部及び一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときには、業務の一部に限りこの限りではない。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

（委託業務の変更）

第7条 甲は必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、当該損害の金額については、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第8条 乙は委託業務を完了したときは、直ちに業務の実績に関する報告書（以下、「完了報告書」という）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は前項の完了報告書を受領したときは、受領日から10日以内にその内容を審査し、委託業務の完了を確認するため、必要な検査をするものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は検査することができる。

(証拠書類)

第9条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後5年間保管しなければならない。

(委託料の支払)

第10条 甲は乙から提出された成果物の内容を検査し合格と認めた後、乙からの正当な請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(遅延料等)

第12条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責に帰する事由により前条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(甲の解除)

第13条 甲は次の各号の事由が生じたときは、この委託契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰する事由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 重大な法令違反があったとき。
- (3) 委託業務の執行が著しく困難になったとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

- 与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 前項の規定により本契約が解除される場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の変更)

第14条 やむを得ない理由により、この契約を変更する場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(情報提供等)

- 第15条 甲は、乙が本契約の履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。
- 2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外には使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了後に甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(機密保持)

- 第16条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を他の目的に使用し又は第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も、なおその効力を有する。

(契約終了後の業務の引継、移行支援等)

- 第17条 本契約の全部若しくは一部を解除、又は契約終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるような必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。
- 2 前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(信義則条項)

第18条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年（2026年） 月 日

甲

乙